



# 財 務 状 況 報 告

規約第46条、会計細則65条により、伊佐市大口土地改良区の財務状況を公表します。

## 平成25年度 一般会計収入支出予算の執行状況

平成25年9月30日現在（単位：円）

収 入			支 出				
科 目	予 算 額	収入済額	未収入額	科 目	予 算 額	支出済額	予算残額
<b>1. 組 合 費</b>	<b>15,422,900</b>	<b>0</b>	<b>15,422,900</b>	<b>1. 事 務 費</b>	<b>16,513,000</b>	<b>5,113,005</b>	<b>11,399,995</b>
經常賦課金	12,960,000	0	12,960,000	事務費	15,970,000	5,113,005	10,856,995
特別賦課金	2,462,900	0	2,462,900	総代会費	543,000	0	543,000
<b>2. 使 用 料</b>	<b>400,000</b>	<b>987,500</b>	<b>△ 587,500</b>	<b>2. 財 産 費</b>	<b>2,972,300</b>	<b>0</b>	<b>2,972,300</b>
<b>3. 補 助 金</b>	<b>56,737,800</b>	<b>2,394,000</b>	<b>54,343,800</b>	<b>3. 諸 負 担 金</b>	<b>248,000</b>	<b>149,920</b>	<b>98,080</b>
償 還 金	54,547,800	0	54,547,800	<b>4. 借 入 金 利 息</b>	<b>10,000</b>	<b>0</b>	<b>10,000</b>
水 門	190,000	0	190,000	<b>5. 維 持 管 理 費</b>	<b>6,135,000</b>	<b>1,269,588</b>	<b>4,865,412</b>
施 設 管 理	2,000,000	2,394,000	△ 394,000	水 路 費	2,327,000	263,623	2,063,377
<b>4. 雑 収 入</b>	<b>2,272,000</b>	<b>209,721</b>	<b>2,062,279</b>	管 理 費	2,808,000	1,005,965	1,802,035
電柱敷地料	1,300,000	1,575	1,298,425	適正化事業	1,000,000	0	1,000,000
加 入 金	10,000	0	10,000	<b>6. 事 業 費</b>	<b>69,988,800</b>	<b>46,485</b>	<b>69,942,315</b>
雑 収 入	233,500	208,146	25,354	事 務 費	631,000	46,485	584,515
業 務 受 託 料	728,500	0	728,500	負 担 金	355,000	0	355,000
<b>5. 繰 入 金</b>	<b>13,738,500</b>	<b>0</b>	<b>13,738,500</b>	償 還 金	69,002,800	0	69,002,800
<b>6. 繰 越 金</b>	<b>7,828,800</b>	<b>8,463,146</b>	<b>△ 634,346</b>	<b>7. 予 備 費</b>	<b>532,900</b>	<b>0</b>	<b>532,900</b>
計	96,400,000	12,054,367	84,345,633	計	96,400,000	6,578,998	89,821,002

土地改良区の事業会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、5月末日を出納閉鎖日として、決算書を作成しております。

年2回の定期監査の他、九州農政局及び土地改良区監理所管による定期検査が実施され、事業並びに土地改良区運営の全般にわたり検査指導が行われ、牽制強化により会計経理の健全化を図り、内容を明瞭にしております。

### 平成24年度

#### 一般会計収入支出決算書（単位：円）

収 入		支 出	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
1. 組 合 費	15,385,790	1. 事 務 費	12,068,913
2. 使 用 料	1,834,850	2. 財 産 費	2,467,700
3. 補 助 金	65,056,438	3. 諸 負 担 金	214,384
4. 雑 収 入	2,504,041	4. 借 入 金 利 息	0
5. 繰 入 金	15,733,149	5. 維 持 管 理 費	5,043,012
6. 繰 越 金	7,351,042	6. 事 業 費	79,608,155
		7. 予 備 費	0
計	107,865,310	計	99,402,164

収支差引残高8,463,146円が平成25年度へ繰越

### 平成24年度

#### 特別会計収入支出決算書（単位：円）

会計種別	収入決算額	支出決算額	差 引
地区除外決済金積立	24,192,073	1,303,149	22,888,924
退職給与積立金	10,415,421	0	10,415,421
研修費積立金	399,512	244,046	155,466
河川道路用地売却収金	2,862,648	420,000	2,442,648
管理用地使用料積立	7,873,304	61,740	7,811,564
財政基金積立金	3,103,701	0	3,103,701
担い手育成支援事業	15,972,540	7,520,540	8,452,000

差引額が平成25年度へ繰越

### 監査報告

平成25年度第1回定期監査において、平成24年度の運営・事業・会計・経理について監査の結果、何ら異常等は認められなかったことを報告致します。

平成25年7月3日

総括監事 御領原 共榮 ㊟  
 監 事 石原 昭紀 ㊟  
           鳥巢 祐二 ㊟  
           花立 睦男 ㊟

### 平成24年度 財 産 目 録

（平成25年5月31日現在）

#### 資 産

流動資産（現金、預金）	8,475,199円
特定資産（積立金見返預金）	55,269,724円
出資金（県信連、北さつま農協）	96,000円
固定資産（備品等）	2,490,506円
<b>資産合計</b>	<b>66,331,429円</b>

#### 負 債

長期負債（県営圃場整備事業借入金）	248,661,794円
短期負債（積立引当金等）	55,269,724円
<b>負債合計</b>	<b>303,931,518円</b>

## 年が明けて3月は、役員・総代の改選です。

次期改選については、平成25年3月22日開催の総代会で定款の一部変更(役員定数の削減と選挙区の見直し)が承認されました。各自治会におかれましては、次年度役員の選出が行われることと思いますが、併せて土地改良区の役員・総代の選出を隣接する関係自治会との協議をお願いします。

(区割り・選出人員は下表のとおりです)

選挙区	自治会名	新		
		総代数	理事数	監事数
1	春 村	1	1	A
	平 原 前	1		
	平 出 水			
	小 木 原			
	測 辺	1		
	高 柳	1	1	
	大 田	1		
	上 新 町	1		
	郡 山 地 区	1		
	里 町	1		
	と ど ろ	1		
	西 水 流			
	井 手 原			
	西 本 町			
	上 八 坂 町	1		
	下 八 坂 町			
	稲 荷 町			
	仲 町			
	朝 日 町			
	戸 切			
東 戸 切	1			
中 戸 切				
西 戸 切				
大 道				
千 束 松	1			
水 ノ 手	1			
上 元 町	2	1		
中 元 町				
下 元 町				
東 元 町				
元 町 実 業	1			
国 ノ 十				
原 田				
小 水 流				
忠 元	1			
諏 訪 馬 場				
上 之 馬 場				
一 の 山	2	1	B	
園 田				
鳥 巢 上				
鳥 巢 下				
松 木 原				
富 土	1			
白 木				

3	大 島 北 1	1	B	
	大 島 北 2			
	萩 谷	1		
	羽 月 山 之 口			
	麓 町			
	羽 月 上 ノ 馬 場	2		
	大 島 南 1			
	大 島 南 2			
	大 島 南 3	1		
	並 木			
	須 原	1		
	包 ノ 原			
	金 波 田 上 1	2		1
	金 波 田 上 2			
金 波 田 下 1	2			
金 波 田 下 2				
堂 崎	1	1		
駅 前	1			
湯 之 谷	1			
下 殿	1			
大 住	1			
高 津 原	1			
4	牛 尾 1	3	A	
	牛 尾 2			
	牛 尾 3			
	牛 尾 4			
	白 ケ 谷	1		
	永 野 原	1		
奈 良 野	1			
鋳 業 所	1			
5	上 目 丸	1	C	
	中 目 丸			
	下 目 丸	1		
	篠 原 1			
	篠 原 2			
	篠 原 3	3		
	舟 ノ 川			
	陣 之 尾	1		
	山 ノ 口	2		
	木 ノ 氏 1	2		
	木 ノ 氏 2			
	上 木 ノ 氏 1	2		1
	上 木 ノ 氏 2			
上 木 ノ 氏 3				
一 ノ 渡 瀬	1			
笹 野	1			
6	郡 山 ・ 郡 山 上	2	A	
	郡 山 東 ・ 郡 山 西			
	大 田	1		
	高 柳	2		
	木 崎			
浜 里	1			
川 島	1			

◇総代定数は変更ありません。  
 (但し、一部に区割りの変更あり)  
 理事は20名から13名へ  
 監事は4名から3名に変更されます。  
 ※監事はA・B・Cの地区から、1名ずつの選出で 計3名となります。



## 今後の事業見通し



### 木崎池(上池)ため池改修工事計画

木崎上池は明治時代に築堤された農業用ため池で、木崎地区の約32haの水田に灌漑しております。経年による劣化をはじめ、ここ数年の異常気象が要因と思われる堤体の浸食による一部漏水がみられ、池の下流には民家も点在することから早急な改修を求めて参りました。平成25年度は、ため池の改修を実施するため、改修工法や工事費用算出等の事業計画書作成に必要な基礎資料として、ボーリング調査・地質試験を行います。

- 県を事業主体として>>>>> ボーリング・地質調査 事業費 2,800千円
- 市を事業主体として>>>>> 事業計画書の作成 事業費 3,000千円

平成27年度「県営農地防災ため池整備事業」として採択を目指します。

#### 【予定事業費】

100,000千円 （事業費 94,000千円 : 工雑費事務費 6,000千円）

#### 【工事内容】

堤体 L=60m 洪水吐 L=20m 斜樋 L=10m 底樋 L=20m

#### 【受益者負担】

総事業費の4%

(他地区の改修工事の負担状況を踏まえ、市長あてに地元負担軽減を求める要望書を提出しております。)



木崎上池

#### 今後の流れ

平成26年度の予算要求ヒアリングに向け、地元受益者の同意が必要となります。役員・総代の皆様には同意徴収のご協力をお願い致します。

大田地区は揚水ポンプとの併用となっておりますが、互助の現状であることから大田地区全体での負担にご理解をお願い致します。



堤体の浸食

### 農地環境整備事業（大田地区・国ノ十地区）



昨年度、大田地区と国ノ十地区において農地環境整備事業の導入に向けたアンケートを実施し、地区代表との協議や一部集落への説明会を実施してまいりましたが、国ノ十地区におきましては後継者不足による反対意見や所有権の相続移転登記の未達などの障壁が大きく、担い手者レベルの話し合いの中で事業の導入を見送ることとなりました。

また、大田地区では郡山集落を中心に15ha程度のエリアで手ごたえを感じつつあります。今後は意思表示の確認が取れていない受益者への再確認を進め、事業化への気運を高めていければと考えております。大田地区関係受益者の皆様には重ねてのご理解とご協力をお願いいたします。

## ㊦ 平成25年度 賦課金及び徴収期間について

### 1. 賦課額（予算額）

- (1) 経常賦課金 12,600,000 円  
 10a当りの賦課額  
 田：一律 1,750円 （定款で定めた天水田については1/2）  
 畑：一律 880円



- (2) 特別賦課金 2,462,900 円 （ほ場整備事業工事費受益者負担分）  
 10a当りの賦課額

	第二山野羽月第二羽月		大口中央地区		
	地区	地区	地区	一般地区	湾洲脇牟田
返済予定額	1,360円	5,980円	6,760円	640円	規模別
担い手事業	H20完了	-3,250円	-3,280円	H16完了	
経営安定事業	-1,030円	-1,760円	-2,860円	-430円	同比率
軽減措置額	<b>330円</b>	<b>970円</b>	<b>620円</b>	<b>210円</b>	<b>規模別</b>

注：負担軽減事業の終盤を迎え、羽月・第二羽月地区は年々に増額となります。（ピーク時で返済予定額の約50%）

また、経営安定事業の軽減額には積立金の取り崩し分が含まれています。

### 2. 徴収期間と徴収方法

- (1) 徴収期間 平成25年11月20日から平成25年12月10日まで  
 (2) 徴収方法 原則として集落別による徴収を行っております。

**平成24年度も、賦課金徴収100%を達成できました。**

JA北さつま口座からの自動振替も実施しておりますので事務局へお問い合わせください。

**組合費（賦課金）は土地改良区の主要な財源です。**  
**“賦課金の期限内納入にご理解とご協力を”**

平成24年度は、合併浄化槽設置による施設使用料の増収や水害・台風による施設補修の件数が少なかったことに加え、伊佐市から用水路管理助成金の交付、更には事務経費等の削減に努めましたところ、総代会での経常賦課金承認額より、反当り50円の減額を図ることができました。今後とも皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

経常賦課金とは・・・土地改良組合の運営費および施設の維持管理費になります。管理区域内で登記簿上、「田・畑」である以上、固定資産税と同様の扱いとなります。

特別賦課金とは・・・県営ほ場整備事業等の事業負担金です。農家の負担分を毎年分割という形で、国へ返納しております。

# 組 合 員 の 皆 様 へ

## 自己圃場の維持管理の徹底をお願いします

個人所有地の法面崩壊等において、土地改良区に修復を求められることがありますが、経常賦課金には個人農地の復旧費までは入っておりませんのでご理解ください。自己の管理責任における修復が原則です。

・日頃から自己の圃場をよく見回り、モグラ穴等、畦畔の崩壊につながる要因を未然に防ぎましょう。

・取水に当っては、時期的に水不足をきたす地区は、過灌水による垂れ流しに注意し、間断灌水の徹底に努めましょう。

## 畦畔等への除草剤使用は節度と近隣への配慮を!!

「隣の人が加減なく除草剤をかけるから、こちらに土手が崩れてきた」という様な苦情が多く寄せられております。

土手崩れ等は、除草剤の散布が原因と判断される場合は、災害復旧事業に採択されないばかりか、自前復旧を余儀なくされます。又、農道や水路法面への散布は公共施設保護の観点から**容認できるものではありません**。施設補修においても、いらぬ出費につながり、組合費の高騰を招きかねません。

**隣接耕作者への配慮と節度ある使用を心がけましょう。**

こんなときは必ず届出を!!

- ◎農地の異動  
(売買・交換・賃貸借等)
- ◎農業者年金受給による経営移譲
- ◎組合員の死亡・住所の変更等
- ◎農地を宅地等へ転用
- ◎公共事業(用地買収)による転用
- ◎指定口座の閉鎖

届出がない場合は、**従前の人に賦課金**がかかります。

※ 農業委員会に届け出済または、法務局で既に所有権移転登記が完了であっても、土地改良区へ届出がないと土地台帳等の変更はできません。(土地改良法第43条)

※ 農地を転用する場合は、転用(地区除外)決済金が発生します。(転用により農地が減少することで、残された農地への施設管理費等の負担を軽減するため)



## ◇◇ 償還金の残債期間 ◇◇

大口中央地区	……	平成27年度まで	第二山野地区	……	平成29年度まで
羽月地区	……	平成35年度まで	第二羽月地区	……	平成36年度まで